

第2回職場における受動喫煙防止対策に関する検討会議事概要(案)

1. 労働安全衛生法体系に関連しての論点について

事務局より、労働安全衛生法体系に関連しての論点について説明後、委員より以下のような意見が出された。

追加論点1 職場における受動喫煙防止対策は、労働者の健康障害を防止する観点から事業者の責務とすべきか否か。

- 責務として、「しなければならない」と「するよう努めるものとする」という考え方がある。
- 事業者だけでなく、喫煙する労働者に対しても、平等性やパブリックヘルスの観点から、喫煙は喫煙室で行う等の受動喫煙防止のための努力義務は課してもよいのではないか。同様の観点からは、喫煙しない労働者に対しては努力義務はない。
- 労使間の義務としては、安全配慮義務というよりはむしろ職場環境配慮義務に近いのではないか。
- 労働安全衛生法の現行の規定に基づく義務付けには、多少議論の余地があると思う。
- 接客業の職場では、利用者が存在するため、労働安全衛生法と健康増進法が重なる部分がある。
- 飲食業等の職場において、顧客の喫煙に労働安全衛生法で責務をかけるのは難しいが、喫煙室で喫煙してもらおう等はできるのではないか。
- 労働安全衛生法の体系においては、労働者の健康保護と利用者の利便性のどちらが優先されるのか。
- 規制のかけ方として、義務とすべき部分と努力義務とすべき部分に線引きするというやり方はある。
- 労使関係等により、労働者は職場を選択できない状況に置かれているため保護される対象であり、努力義務よりも一段厳しい規制を考えてもよい時期ではないか。
- 喫煙できる場所を提供するという職業もあり、そのような職場ではこういった対策が可能か難しいが、時間制限や、接客以外の片付け時におけるマスクの着用は可能ではないか。
- 受動喫煙を受ける機会をゼロにすることが責務ではないが、受動喫煙の防止を推進することは事業者の責務である。
- 対策は喫煙室の設置で終わりではなく、維持管理も責務となるのではないか。
- 受動喫煙対策を行うことは責務とした上で、濃度管理等にも取り組む必要があるのではないか。

追加論点2 労働安全衛生法における規制有害物質に係る健康障害防止対策の基本は当該有害物質へのばく露を低減させることであるが、受動喫煙に対するばく露防止対策としては、事業場の実態にあわせた対策をどのように講じればよいか。

- 受動喫煙を受ける機会をゼロにすることを一度のステップで実現させることは無理かもしれないが、対策を一步でも進める必要があるということについては同意が取れたのではないか。
- 飲食業等の対策を取りにくい、遅れている業種においては、喫煙が行われている場所への立ち入りをシフト制にすることは可能か。また、法的に時間等を数値化することは可能か。
- 喫煙対策において、未だ先進的取り組みを進めているとは言えない業態・企業に照準を合わせるばかりでは、いつまでも対策は進まない。まず出来る対策は何かを考えるべき。
- 対策として、局所排気や全体換気等の手法があることを周知し広げることも必要ではないか。
- 中小企業でも受動喫煙防止対策を導入しやすいよう、一定の猶予期間を設けるといったこともあるのではないか
- 健康増進法も含めた将来的なロードマップが見えてくれば、事業者もコストを考えながらの対策が取りやすいのではないか。
- 時間分煙を有効な対策とすると、世界的な受動喫煙対策の流れの中では日本の対策は現状よりも後退してしまうことになるのではないか。
- 受動喫煙のリスクや対策に関するパブリック・キャンペーンは重要である。

追加論点3 労働安全衛生法における健康障害防止措置は、労働災害防止のための最低基準として事業者に一律に措置を義務付けているものであるが、受動喫煙防止措置を労働安全衛生法上どのように位置付けるか。

- 受動喫煙防止対策は、現状の労働安全衛生法の規制体系における「職業性疾病予防対策」と「健康確保対策」の中間的な位置付けが妥当ではないか。
- たばこの問題のユニークな点であり、「基本的対策」にも入り得るし、依存性の観点から「健康確保対策」のメンタルヘルスにも入り得るのではないか。
- 既存の条文に収まらなければ、新条文での対策もあり得るのではないか。
- 受動喫煙防止対策は、職場におけるメンタルヘルス対策が義務と努力義務の両方で行われているのと同じような考え方ではないか。

- 将来的な全面禁煙を目指して、対策の流れを止めないことが大事である。
- 現状、快適職場形成促進の対策の一つとして受動喫煙防止対策が取られているが、まだ対策を取っていないところに対策を取らせることが必要ではないか。
- 受動喫煙防止対策は「職業性疾病予防対策」の化学物質対策に近いが、職業性疾病ともいえないので、化学物質対策にぶら下がる位置付けでの対策が取れないか。
- 新しく章立てした方が素直ではないか。また、実際の対策としては、予防が大事であるため、作業環境管理の対策が適当ではないか。
- たばこの煙の管理や評価は難しく、粉じん濃度やCO濃度の測定、気流の測定は間接的な評価なので、化学物質のばく露防止とは異なる位置付けが自然ではないか。

追加論点4 全面禁煙又は一定の要件を満たす喫煙室の設置が困難とされる職場においてはどうような具体的対策を講じればよいか。

- 喫煙中は喫煙室の清掃を行わない等、作業方法である程度コントロールできるのではないか。
- 一定の要件を満たす喫煙室の設置にはコストがかかるため中小企業では難しいが、一定の要件を少し外れてもよければ、設置は不可能ではない。
- 全面禁煙を原則とするのか、分煙からスタートするのかは議論の余地がある。
- 分煙、換気、作業時間の短縮など、様々な選択肢を示した上で、事業者でできるところから計画的に対策を取らせることが良いのではないか。
- 健康局の報告書では、原則全面禁煙とし、暫定的な措置として喫煙可能区域の設置、従業員のばく露低減対策ということが述べられており、同じ厚生労働省として対策の整合性を持たせた方が良いのではないか。
- 分煙すら難しいという意見が多い場合、法が法としての効果を持たなくなってしまう。理想は最終的には禁煙としても、どこまで例外が認められるのかが課題である。
- いつまでにどんな対策を行うかを明確化することが重要ではないか。喫煙できる時間や区域を制限しながら、徐々に喫煙しない環境を作っていくように事業者働きかけすることも必要ではないか。
- たばこの害に関する社内教育の充実化が必要ではないか。
- 受動喫煙については、喫煙者にも責任があるという内容も必要ではないか。
- 全面禁煙、喫煙室の設置が難しいところもあると思うので、専門家による好事例の提示も重要ではないか。
- 換気量の増大も1つのステップだが、基本的には発生源をなくすか、大量の空気で希釈する程度の対策しかないのではないか。また、空気清浄機は、化学物質は除去できない可能性が高いので効果は薄いというのが共通の認識だが、置かないよりは置いた方が良い。

- 空気清浄機は分煙効果判定基準策定検討会において効果がないという報告が出ているので、不適切ではないかと思う。また、換気は原始的だが最も効果がある対策なので、選択肢として置いておくべき。
- 汚染の目安となる指標を見直す必要はあるのではないか。また、指標を設けるとしたら何が一番適切か、簡便に測定できるものは何かを検討することも必要ではないか。

2.その他

事務局より、検討会の今後の予定等について説明された。